

令和3年（ワ）第23302号 国家賠償請求事件
原告 大川原化工機株式会社 外5名
被告 国 外1名

意見陳述要旨

令和3年10月27日

東京地方裁判所 民事第34部合議甲A係 御中

原告 大川原 正明

私は、本訴訟の原告の一人として、また、大川原化工機株式会社の代表取締役として、警察・検察などの方々に、私の思いを述べさせていただきます。

当社は、平和への思いから、外為法でのリスト規制の前から、すべての仕向け先、用途について調査し、引き合いに応じるかの否かの指導を社員間でしてきました。そして、2013年の外為法改正についても協力をしてきました。改正後も誠実に社内審査を制度化し、キャッチオール規制への対応と該非判定を行ってきました。

当社は1980年の設立当初から、個々人が正しいと思うことを行うようにする、すなわち、正しいと納得でないことは上司の指示・命令であってもしない。そして正直に生きるよう伝えられ、伝えてきた伝統があります。

任意の取調べの間も、当社の装置がキャッチオール対象の企業に使われたり、テロリストの手にわたっていたり、装置を納めた相手が横流しなどしたりしたらと心を痛める社員の声を何度も聞いた印象が残っています。

そして2020年3月に会社への再捜査と私たち3名が逮捕されたことが大々的に報道され、社員とその家族は世間から冷たい目で見られ、会社業務も多大な影響を受けてきました。

また、私たち3人と社員は無実・無罪を信じて、反論証拠を集めつつ裁判を戦う準備をしていました。

振り返ってみると、なんのための捜査や逮捕であったか、私たちにとって全く意味不明です。

法の周知徹底のため？

法律にあいまいな点があったから？

法律を運用する経産省が当社に対して何の注意も発していないのに、なぜ？

警察・検察の権威を見せたいため？

捜索し、取調べをしたら何か出てくると思ったから？

裁判の費用と時間を考えれば、私たちが折れて、警察に従うと思ったから？

弱い立場の人を攻めれば何とかなると思ったから？

強制捜査・押収から 17 か月後の逮捕。勾留は 11 か月続きました。ようやく認められた保釈も制限だらけで、社会復帰を許されないまま 6 か月を過ごしました。

合計 34 か月、約 3 年弱の間、約 100 人の中小企業を締め上げ、社員とその家族が悪人扱いされることを知っているのか、その権力の大きさをむやみやたらに使った警察・検察は大いに反省し、二度とこのような事件を作ることのないように願ってやまないものです。

そして異常な身体拘束の長さは、コロナ禍や国外逃亡事件があったとしても許されることではないし、まして病気の治療まで遅れさせ、尊い命が失われるようなことはあってはならないことと思います。

以上